

一般財団法人日本造園修景協会表彰実施要領

平成 26 年 3 月

造園修景に関し、卓越した技術又は技能による能率増進、後進の指導・啓発等に顕著な功績があり、他の模範として推奨に値する者に対し、本要領により表彰を行う。

1 受賞資格者

(1) 原則として、次の各号の全てに該当する者であること。

なお、過去に国土交通大臣から都市緑地及び都市公園整備等に関する表彰、北村賞、公園緑地折下功労賞及び当該会長感謝状を受賞した者は対象外とする。

一 当協会の会員であり、会員期間が、15 年以上であること

二 本部の役員若しくは評議員又は支部の役員として、5 年以上勤めたものであること

三 造園修景士又は造園に関係する類似の資格を有する者

四 年齢が表彰時において満 55 歳以上である者

(2) 前項の規定にかかわらず、会長が特に認める者

2 表彰権者は、会長とする。

3 表彰は、感謝状を授与して行う。

4 表彰手続きは、次のとおりとする。

(1) 毎年 1 月末日までに、各支部長は、事前に本部と調整の上、支部内で受賞資格のある候補者を、1 名以内で推薦する。(別添様式)

支部のないところについては、本部事務局で候補者を推薦する。

(2) 推薦された受賞候補者は、総務委員会において審査・選考の上、受賞候補者を決定し、会長に報告する。

(3) 会長は、その報告に基づき受賞者を決定し、毎年 3 月に開催される理事会に報告するとともに、各支部長に連絡する。

(4) 受賞者に対する会長感謝状の授与は、毎年 5 月又は 6 月に開催される理事会で行う。ただし、欠席者については、支部長を通じて行う。支部のないところは、本部事務局が行う。

5 この要領は、平成 26 年 3 月 13 日から適用し、従来 of 表彰に関する規程は、これを廃止する。

附則

この規定に基づく最初の受賞者は、平成 26 年 4 月 30 日までに支部長は受賞資格のある候補者を 1 名以内推薦し、その後開催される総務委員会において審査選考の上、受賞候補者を決定し、会長に報告する。

会長は受賞者を決定し、6 月開催予定の理事会に報告すると共に、各支部長に連絡する。

(様式-1)

推薦理由

- 1) 職歴での造園修景への実績
 - 2) 造園修景協会本部の理事、評議員としての貢献
 - 3) 造園修景協会支部の役員としての業績
 - 4) 斯界の発展向上への貢献(講師、研修、国際交流、協力等)
- 上記について簡条書きで、できるだけ具体的に記入してください。

略歴

(ふりがな)

氏名

生年月日 昭和 年 月 日生(満 歳)

(ふりがな)

現住所 〒

職歴(公務員歴又は民間歴)

年 月	入社・入庁
年 月	現在に至る

会員歴(会員歴を記入してください)

年 月 入会	会員年数	年
--------	------	---

役員歴(本部の理事、評議員及び支部の役職歴を記入してください)

年 月	就任	年
年 月	就任	年
年 月	就任	年

資格(造園修景士又は造園に関する資格を記入してください)

年 月	に登録
年 月	に登録
年 月	に登録